

(平成29年5月17日提出)

平成29年5月議会臨時会議案

新 潟 市

平成29年5月議会臨時会議案

目 次

議案第48号	平成29年度新潟市一般会計補正予算	1
議案第49号	新潟市子育てサポート広場ふるまち条例の一部改正について	5
議案第50号	市長専決処分について	6

議案第 48 号

平成 29 年度新潟市一般会計補正予算（第 1 号）

平成 29 年度新潟市の一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 64,800 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 397,564,800 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の追加は、「第 2 表 地方債補正」による。

平成 29 年 5 月 17 日提出

新潟市長 篠田 昭

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
18 使用料及び手数料		9,353,455	1,300	9,354,755
	1 使用料	6,643,182	1,300	6,644,482
24 繰越金		1	12,500	12,501
	1 繰越金	1	12,500	12,501
26 市債		55,314,200	51,000	55,365,200
	1 市債	55,314,200	51,000	55,365,200
歳入合計		397,500,000	64,800	397,564,800

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		116,355,875	73,400 8,600	116,420,675
	2 児童福祉費	40,580,301	73,400 8,600	40,645,101
歳 出 合 計		397,500,000	73,400 8,600	397,564,800

第2表 地方債補正

1 追加

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
子育てサポート広場整備事業費	51,000	普通貸借又は債券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合で、政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借り入れの年から据置期間を含み30年以内に元利均等又は元金均等若しくは不均等の方法により、毎年度1期又は2期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。

議案第 49 号

新潟市子育てサポート広場ふるまち条例の一部改正について

新潟市子育てサポート広場ふるまち条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 29 年 5 月 17 日提出

新潟市長 篠田 昭

新潟市子育てサポート広場ふるまち条例の一部を改正する条例

新潟市子育てサポート広場ふるまち条例（平成 18 年新潟市条例第 43 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「新潟市中央区西堀通 6 番町 866 番地」を「新潟市中央区西堀前通 6 番町 909 番地」に改める。

附 則

この条例は、平成 29 年 6 月 1 日から施行する。

議案第50号

市長専決処分について

下記事件について地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を得たい。

平成29年5月17日提出

新潟市長 篠田 昭

記

（平成28年度分）

専決第2号 平成28年度新潟市一般会計補正予算（第9号）専決処分書

専決第3号 平成28年度新潟市国民健康保険事業会計補正予算（第5号）専決処分書

専決第4号 平成28年度新潟市一般会計補正予算（第10号）専決処分書

（平成29年度分）

専決第1号 新潟市市税条例の一部を改正する条例について専決処分書

専決第 2 号

平成 2 8 年度新潟市一般会計補正予算（第 9 号）専決処分書

平成 2 8 年度新潟市の一般会計補正予算（第 9 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 9 2 0, 0 0 0 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 7 7, 2 8 1, 5 5 6 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

上記地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により専決処分する。

平成 2 9 年 3 月 2 4 日

新潟市長 篠田 昭

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 地方消費税交付金		14,496,311	587,976	13,908,335
	1 地方消費税交付金	14,496,311	587,976	13,908,335
12 地方交付税		40,695,131	446,703	40,248,428
	1 地方交付税	40,695,131	446,703	40,248,428
17 国庫支出金		60,199,383	40,000	60,239,383
	2 国庫補助金	23,329,736	40,000	23,369,736
19 財産収入		1,566,956	74,679	1,641,635
	2 財産売払収入	1,356,569	74,679	1,431,248
歳入合計		378,201,556	114,679 1,034,679	377,281,556

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		47,434,393	700,000	46,734,393
	1 総務管理費	43,206,475	700,000	42,506,475
3 民生費		114,667,448	1,100,000	113,567,448
	1 社会福祉費	15,339,686	1,100,000	14,239,686
8 土木費		68,779,271	880,000	69,659,271
	2 道路橋りょう費	29,578,854	880,000	30,458,854
歳 出 合 計		378,201,556	880,000 1,800,000	377,281,556

専決第3号

平成28年度新潟市国民健康保険事業会計補正予算（第5号）専決処分書

平成28年度新潟市の国民健康保険事業会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ801,673千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ90,535,870千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

上記地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

平成29年3月24日

新潟市長 篠田 昭

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 国庫支出金		17,866,925	459,505 256,535	18,069,895
	1 国庫負担金	13,733,320	256,535	13,476,785
	2 国庫補助金	4,133,605	459,505	4,593,110
7 県支出金		3,987,408	53,712	3,933,696
	2 県補助金	3,348,376	53,712	3,294,664
9 繰入金		8,505,570	1,100,000	7,405,570
	1 他会計繰入金	7,479,001	1,100,000	6,379,001
10 繰越金		240,016	149,069	389,085
	1 繰越金	240,016	149,069	389,085
歳入合計		91,337,543	608,574 1,410,247	90,535,870

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 保険給付費		55,162,656	801,673	54,360,983
	1 療養諸費	48,506,138	801,673	47,704,465
歳 出 合 計		91,337,543	801,673	90,535,870

専決第4号

平成28年度新潟市一般会計補正予算（第10号）専決処分書

平成28年度新潟市の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,359,865千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ372,921,691千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

上記地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

平成29年3月31日

新潟市長 篠田 昭

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 地方消費税交付金		13,908,335	64,565	13,843,770
	1 地方消費税交付金	13,908,335	64,565	13,843,770
23 諸収入		28,575,459	4,295,300	24,280,159
	2 貸付金元利収入	25,273,770	4,295,300	20,978,470
歳入合計		377,281,556	4,359,865	372,921,691

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 労働費		1,168,067	208,800	959,267
	1 労働諸費	1,168,067	208,800	959,267
7 商工費		18,888,443	4,151,065	14,737,378
	1 商業費	17,235,871	3,816,765	13,419,106
	2 工業費	1,652,572	334,300	1,318,272
歳 出 合 計		377,281,556	4,359,865	372,921,691

専決第 1 号

新潟市市税条例の一部を改正する条例について専決処分書

新潟市市税条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

上記地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により専決処分する。

平成 29 年 3 月 31 日

新潟市長 篠田 昭

新潟市市税条例の一部を改正する条例

新潟市市税条例（昭和 37 年新潟市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条第 4 項中「第 28 条第 1 項の規定による申告書（その提出期限後において）」を「特定配当等申告書（）」に、「もの及びその時まで提出された第 29 条第 1 項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特定配当等申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第 1 号に掲げる申告書及び第 2 号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第 28 条第 1 項の規定による申告書

(2) 第 29 条第 1 項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

第 18 条第 6 項中「第 28 条第 1 項の規定による申告書（その提出期限後において）」を「特定株式等譲渡所得金額申告書（）」に、「もの及びその時まで提出された第 29 条第 1 項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特定株式等譲渡所得金額申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第 1 号に掲げる申告書及び第 2 号に掲げる申告書がいずれも提出された場合

におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第28条第1項の規定による申告書

(2) 第29条第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

第24条の2第1項中「第18条第4項の申告書」を「第18条第4項に規定する特定配当等申告書」に、「同条第6項の申告書」を「同条第6項に規定する特定株式等譲渡所得金額申告書」に、「法第2章第1節第6款」を「同節第6款」に改める。

第43条第1項中「によつて」を「により」に改め、同条第2項中「においては」を「には」に改め、同条第3項中「においては」を「には」に改め、「とする」の次に「。第5項第1号において同じ」を加え、「によつて」を「により」に改め、同条第5項中「については」の次に「、前項の規定にかかわらず」を加え、同条第6項中「によつて」を「により」に、「第75条の2第7項」を「第75条の2第9項」に改め、同条第7項中「によつて」を「により」に改める。

第44条第1項中「においては」を「には」に、「によつて」を「により」に改め、同条第2項中「とする」の次に「。第4項第1号において同じ」を加え、同条第4項各号列記以外の部分中「法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出」を「納付すべき税額を増加させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）」に、「（当該修正申告書）を」（当該増額更正）に、「同条第1項」を「法第321条の8第1項」に、「修正申告書が提出された」を「増額更正があつた」に、「修正申告書の提出」を「増額更正」に改め、「については」の次に「、前項の規定にかかわらず」を加え、「が提出した修正申告書に係る」を「についてされた当該増額更正により納付すべき」に改め、同項第2号中「修正申告書に係る更正」を「増額更正」に、「まで」を「（法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたことによる更正に係るものにあつては、当該

修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日)まで」に改める。

第53条第8項中「、第349条の4又は第349条の5」を「又は第349条の3の4から第349条の5まで」に、「前7項」を「前各項」に改める。

第59条の3の見出し中「あん分」を「^{あん}按分」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「あん分」を「按分」に改め、同項第5号中「あん分する」を「按分する」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「あん分」を「按分」に、「以後3年」を「から起算して3年」に改め、「各年度」の次に「とし、法第349条の3の3第1項に規定する被災市街地復興推進地域（第70条の2において「被災市街地復興推進地域」という。）が定められた場合（避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときを除く。第70条の2において同じ。）には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。」を加え、同項第6号中「あん分する」を「按分する」に改め、同条第3項中「あん分」を「按分」に改める。

第70条の2第1項中「以後3年」を「から起算して3年」に改め、「各年度」の次に「とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。」を加え、同条第2項中「以後3年」を「から起算して3年」に改め、「各年度分」の次に「とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分とする。」を加える。

附則第8条中「、第15条の2又は第15条の3」を「から第15条の3の2まで」に、「又は第349条の5」を「又は第349条の3の4から第349条の5まで」に、「若しくは第349条の5又は法附則第15条、第15条の2若しくは第15条の3」を、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は法附則第15条から第15条

の3の2まで」に改める。

附則第8条の2第5項中「附則第15条第33項第1号イ」を「附則第15条第32項第1号イ」に改め、同条第6項中「附則第15条第33項第1号ロ」を「附則第15条第32項第1号ロ」に改め、同条第7項中「附則第15条第33項第2号イ」を「附則第15条第32項第2号イ」に改め、同条第8項中「附則第15条第33項第2号ロ」を「附則第15条第32項第2号ロ」に改め、同条第9項中「附則第15条第33項第2号ハ」を「附則第15条第32項第2号ハ」に改め、同条第10項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第37項」に改め、同条第11項を削り、同条第12項を同条第11項とする。

附則第8条の3第9項を同条第11項とし、同条第8項の次に次の2項を加える。

9 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に法施行規則附則第7条第11項各号に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 耐震改修が完了した年月日
- (5) 耐震改修に要した費用
- (6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合は、3月以内に提出することができなかつた理由

10 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から

3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に法施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 熱損失防止改修工事が完了した年月日
- (5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第38項に規定する補助金等
- (6) 熱損失防止改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合は、3月以内に提出することができなかつた理由

附則第14条の次に次の1条を加える。

（軽自動車税の賦課徴収の特例）

第14条の2 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車の前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第79条第2項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（第83条及び第84条の

規定を除く。)を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

4 第2項の規定の適用がある場合における第9条の規定の適用については、同条中「納期限(」とあるのは、「納期限(附則第14条の2第2項の規定の適用がないものとした場合の当該三輪以上の軽自動車の所有者についての軽自動車税の納期限とし、当該」とする。

附則第15条の5第2項中「申告書」を「特定配当等申告書」に改め、「提出した場合」の次に「(次に掲げる場合を除く。)」を加え、同項に次の各号を加える。

(1) 第18条第4項ただし書の規定の適用がある場合

(2) 第18条第4項第1号に掲げる申告書及び同項第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるとき。

附則第17条の6第4項中「第28条第1項の規定による申告書(その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において)」を「特例適用配当等申告書(」に、「ものに限り、その時まで提出された第29条第1項に規定する確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特例適用配当等申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第28条第1項の規定による申告書

(2) 第29条第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)

附則第17条の7第4項中「第28条第1項の規定による申告書(その提出期限後にお

いて」を「条約適用配当等申告書（」に、「もの及びその時までに提出された第29条第1項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「条約適用配当等申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第28条第1項の規定による申告書

(2) 第29条第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

附則第17条の7第6項中「第28条第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第29条第1項の確定申告書を含む。）」を「同条第4項に規定する条約適用配当等申告書」に、「これらの申告書」を「条約適用配当等申告書」に改める。

附則第19条の4中「第18項」を削り、「第28項、第32項、第42項若しくは第45項」を「第27項、第31項若しくは第42項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の新潟市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中市民税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の市民税について適用し、平成28年度分までの市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第43条第3項及び第5項並びに第44条第2項及び第4項の規定は、平成29年1月1日以後に新条例第43条第3項又は第44条第2項に規定する納期限が到来

する法人の市民税に係る延滞金について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成28年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第53条第8項及び附則第8条（地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号。以下「改正法」という。）による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下この項において「新法」という。）第349条の3の4に係る部分に限る。）の規定は、平成28年4月1日以後に発生した新法第349条の3の4に規定する償却資産に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

3 新条例第59条の3第2項及び第70条の2の規定は、平成28年4月1日以後に発生した震災等により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用し、同日前に発生した改正法による改正前の地方税法（以下この条において「旧法」という。）第349条の3の3第1項に規定する震災等により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第40項に規定する機器に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成28年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

2 市長は、納付すべき軽自動車税（平成28年度以前の年度分のものに限る）の額につ

いて不足額があることを新潟市市税条例第79条第2項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者以外の者（以下この条において「第三者」という。）にあるときは、地方税法第13条第1項の規定による告知をする前に、当該第三者（当該第三者と改正法附則第18条第2項に規定する特別の関係のあるものを含む。以下この条において同じ。）に対し、当該不足額に係る軽自動車税の納付を申し出る機会を与えることができるものとし、当該申出の機会を与えられた第三者が当該申出をしたときは、当該第三者を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（新潟市市税条例第83条及び第84条の規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定による申出をした第三者は、当該申出を撤回することができない。

（都市計画税に関する経過措置）

第5条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成28年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。